見直し検討案の内容 事務局回答 委員からの提案書はアイデア的 個々の委員から出されました提案につ 1 な物であり、その後事務局で調査・ いては、検討委員会の中で議論いただき、 検討の上技術的根拠(メリット・ 検討委員会としてその提案を調査すべき デメリット、概算等)を元に比較・ と決定した場合は、事務局で調査検討し、 検討案を提示してもらい、それを 資料を提示して検討委員会で議論してい 委員会で討議すると考えています ただくものであると考えています。 がどうでしょうか。 委員会も事務局・設計事務所と 庁舎建設等検討委員会は、白井市附属機 2 同様お互いに自立し、各自が自分 関条例に規定されている委員会で、地方自 の発言・意志に責任を負うべきは 治法第 138 条の 4 第 3 項に規定されてい 当然あると思うが、その決定事項 る執行機関である市長の附属機関として に一委員として、どこまで責任を 設置されている委員会です。 庁舎建設等検討委員会の担当する事務 負うべきかは委員会で議論すべき かと思います。 は、庁舎の建設及び改修に関する基本計 (委員会は委託機関ではないはず 画、基本設計その他市長が必要と認める事 ですがどうでしょうか) 項について調査審議することとなってお り、委員構成は、市議会議員・学識経験を 有する者、公共的団体等代表者・市民・市 職員の20人となっています。 委員会としての決定事項に一委員とし てどこまで責任を負うかについてですが、 委員会での決定事項については、個々の委 員が責任を負うべきものではないと考え ます。 なお、最終的な決定については、委員会 ではなく市が決定することになりますの で、委員におかれましてはそれぞれの立場 で意見や提案を出し合い、議論していただ きたいと考えています。 【参考】 ○白井市附属機関条例 (趣旨) 第1条 この条例は、法律若しくはこれに 基づく政令又は他の条例に定めのある もののほか、地方自治法(昭和22年法律 第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定す

る附属機関(以下「附属機関」という。)に 関し、必要な事項を定めるものとする。

	見直し検討案の内容	事務局回答
		 ○白井市庁舎建設等検討委員会 (担当事務) 庁舎の建設及び改修に関する基本計画、基本設計その他市長が必要と認める事項について調査審議すること。 ○地方自治法 第138条の4第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又
		は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
3	設計・施工一括発注の検討はど のように進めるのか。	次第のその他で説明
4	庁舎建設等検討委員会における建築専門家の人数の見直しと、他の委員への丁寧な説明が必要だと思うがどうか。	庁舎建設等検討委員会については、白井 市附属機関条例に規定されている委員会 であり、委員構成、委員の定数及び任期は 条例によって定められているものです。 つきましては、定数を見直しするにあたっては議会の議決が必要となります。 市としましては、庁舎整備にあたっては、庁舎建設等検討委員会を設置し、さまざまな分野の委員から多方面にわたり、検討していただき、議論を交わしていただき、議論を交わしていただき、ものと考えておりますので、 委員の定数を見直しする考えはもいと思います。 委員への説明については、皆様に理解していただけるよう丁寧に説明していきます。
5	前回の委員会で積算部会を再開 したいと聞きましたが今後どうな るのでしょうか。	今後の検討にあたり、必要があれば開催 していきたいと考えております。
6	市民ギャラリーは『文化施設で ある事』から割愛の声がありまし	白井市庁舎整備基本計画では、基本方針 を10項目定めており、その中には「市民

	見直し検討案の内容	事務局回答
	たが、本件は関係団体の市長への	協働・市民活動に配慮した庁舎」を位置づ
	要望書に応える形で委員会で承認	けています。
	された事項です。もしカットする	これまで検討委員会では、基本計画に基
	のであればそれなりの手順が必要	づき基本方針の内容が反映できるよう検
	と思いますがいかがか。	討を重ねるとともにコスト意識を持ちな
		がら検討してきたところですが、労務費や
		建設資材の高騰により、基本設計案では基
		本計画策定時の事業費を大きく上回って
		いる状況です。
		最終的な決定は市になりますが、これま
		で検討委員会で決定してきた内容を変更
		する場合は、変更理由等を説明する必要が
		あると考えます。
7	警察分室設置の主旨と採算性に	印西警察署分庁舎を設置する主旨につ
	ついて	いては、運転免許の住所変更などの手続き
		が市内でできることから住民の利便性の
		向上が図れることのほか、事件事故の迅速
		な対応や抑止などに効果があることから
		印西警察署分庁舎を設置し、防犯機能等を
		強化する旨の要望書を市、議会及び自治連
		合会がそれぞれ千葉県及び千葉県警察に
		提出しているものです。
		採算性については、県警からは白井市使
		用料条例に基づき貸付料と光熱水費を徴
		収する予定です。
8	流山市・北本市の視察の主旨に	11月5日に実施した視察についてで
	ついて	すが、流山市については議場等の設備にI
		CTを活用して、市民に開かれた市議会に
		取り組んでいることから、当市についても
		基本方針の一つに「市民の声が集約される
		議会機能を確保した庁舎」と位置づけてい
		ることからその取り組みを視察したもの
		です。
		また北本市については、人口規模が当市 とほぼ同様であることや庁舎建設を2期
		とはは回様であることや庁告建設を2期 に分けて施工したことなどから、当市の庁
		舎整備に向けた検討に参考となることか
		ら視察したものです。